

サービス付き高齢者向け住宅及び
住宅型有料老人ホーム 運営事業者 様

埼玉県福祉部高齢介護課長 沢辺 範男
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームと
介護保険事業所との適切な区分管理について (通知)

埼玉県では、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム(以下、「サ高住等」という。)について、安全かつ適切な運営をしていただくよう実地指導を行っています。

実地指導において、人員配置や記録の整備・保管等について、同一法人が運営する併設又は近接の通所介護や訪問介護等の介護保険法に基づく介護サービス事業所(以下「介護サービス事業所」という。)とサ高住等との運営が適切に区分管理されていない事例が見受けられています。

については、該当する事業所におかれましては、下記に御留意いただき、適切な運営をお願いします。

記

1. サービス提供主体の明確化

提供している個々のサービスが、サ高住等が提供している介護保険外サービスなのか、介護サービス事業所が提供している介護保険サービスなのか、サービスの提供主体を明確にした上で、それぞれの事業ごとの人員配置や記録の整備・保管、会計等について、適切な区分管理をお願いします。

また、それぞれの事業所の管理者は、当該事業に係る職員及び業務の管理を一元的に行ってください。

2. 人員配置の適切な区分管理

職員が両事業を兼務している場合には、従事する時間帯を分けるほか、勤務表も明確に区分するなど、それぞれの事業所の職員としての勤務体制を適切に確保してください。

介護サービス事業所では、職種ごとに法令で定められた人員配置基準が定められているほか、「常勤」や「常勤換算方法」等についてもその定義が規定されていますので、基準等を確認の上、必要な人員を配置してください。

3. 記録の整備・保管の適切な区分管理

それぞれの事業に関する記録は、サービスの提供主体ごとに明確に区分して整備するとともに、それぞれの事業所内で適切に保管してください。

4. 会計等の適切な区分管理

それぞれの事業ごとに経理を区分するとともに、会計も区分してください。

また、利用者との契約及び重要事項の説明においては、介護保険の対象とそれ以外のものを区分し、理解できるようにするとともに、利用者に交付する請求書及び領収証等についても、適切に区分してください。

施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254

FAX 048-830-4781